

平成 27 年 3 月

第 4 期 EPO 中部のあり方について

中部地方環境事務所

第 1 趣旨

環境省では、持続可能な社会づくりを目的として、地域の様々な主体によるパートナーシップ促進のため、地方環境パートナーシップオフィス（以下「EPO」という。）を全国 7 か所に設置しており、中部地方にあっても、平成 17 年 10 月から中部環境パートナーシップオフィス（以下「EPO 中部」という。）において、市民、NPO/NGO、行政、企業等による協働・連携の取組を広げ、環境保全活動等を活性化させるための事業を展開してきた。

EPO が取り組むパートナーシップの促進は、その成果を得るためには、一定期間同一の方針の下、継続的な取組が必要であり、毎年度その実施者が代わることはかえって非効率で提供サービスの質の低下を招く恐れがあることから、事業の実施に当たっては、3 か年を 1 期として取組を行ってきた。

この度、来年度に EPO 中部事業が第 4 期（平成 27 年 4 月～平成 30 年 3 月）に入ることを節目として、EPO 中部が今後も地域におけるパートナーシップ促進のための国の拠点として、更なる取組を進めるため、そのあり方を提示するものである。

第 2 現在の問題・課題

上記あり方を検討する当たり、中部環境パートナーシップオフィス運営会議（以下「運営会議」という。）の委員以外で、環境パートナーシップに関して知見を有する者 6 名に対しヒアリングを実施した（別添参照）。

また、EPO 中部事業においても、運営会議委員へのアンケート、運営会議での議論等を踏まえて「第 4 期環境省中部環境パートナーシップオフィス運営業務への提案書」（以下「EPO 提案書」という。）を取りまとめている。

これらから現在の大きな問題・課題は以下の点と考える。

- 1 中部地域におけるパートナーシップ促進のための仕組みづくり・基盤の構築が進んでいない。
- 2 協働コーディネーター等パートナーシップに携わる人材が十分育っていない。
- 3 各地の協働取組から得られた成果及びノウハウの提供へのニーズが強い。
- 4 パートナーシップの促進において、持続可能な地域づくりを考える上で基礎となるデータに基づく戦略が描けていない。
- 5 EPO 中部の運営において、事業方針等意思決定する仕組みが十分機能していない。

第 3 第 4 期における EPO 中部のあり方

上記問題・課題等への対処として、第 4 期における EPO 中部のあり方は、EPO 事業の目的、経緯、今回のヒアリング結果、EPO 提案書等 EPO 事業によって得た成果等を考慮すると以下のような方向性が考えられる。

1 EPO 中部の基本的役割

EPO は、環境教育等促進法第 19 条に基づき環境省が設置する拠点として位置づけられ、EPO 中部は中部地域における持続可能な社会構築のための各主体のパートナーシップを促進する拠点として、以下の役割を担う。

- (1) 環境省や国の関係行政機関と、地域の市民、NPO・NGO、企業、地方公共団体などとの間の情報の共有・交流を図り、パートナーシップでの取組を推進する。
- (2) 県等行政単位を超えた各主体による協働や連携での取組を支援する。

2 運営方針

EPO 中部は国の設置する中部地域の拠点として、以下の方針の下で運営されるものである。

(1) 持続可能な地域・社会の構築という視点に立った各主体との連携

地域の課題は、市民生活・福祉・地域産業等多岐に亘り、それぞれの分野で様々な主体が活動している。こうした課題は一つの分野だけで解決できるものは少なく、パートナーシップの構築にあたっては、持続可能な地域・社会の構築という視点に立ち、ESD（持続可能な開発のための教育）の考え方も取り入れ、環境だけでなく幅広い分野を対象として市民、NPO・NGO、行政、企業等との連携を確保しながら進めることが重要である。

(2) 地域における既存の中間支援組織等との役割分担

各地に地域活動を支援するための組織が、行政や民間において設置・運営されているため、地域における既存の中間支援組織等と適切に役割分担し、国の事業として真に必要なとされる機能・役割を担っていくことが求められる。

(3) 地域の自主性の尊重

過度な支援は依存を生み、地域の自立を阻害する面もある。地域の自立を促がす上からも、地域の自主性を尊重する上からも、持続可能な地域社会づくりには、地域のことは地域自らが決定するというスタンスが重要である。

3 求められる具体的機能・役割

EPO には以下の役割が求められるが、これを行うためには EPO 自らもコンサルタント機能やコーディネーター機能が必要となる。このため、そのノウハウを取得し高め、場合によっては、モデル的に地域の活動を直接支援することも必要であるが、基本は、「2 運営方針」のところにあり、地域の自主性を尊重し、地域の人たちの活動の場を提供するという立場で、以下の役割を果たすことが求められる。

- (1) 協働コーディネーター等パートナーシップに携わる人材の育成
- (2) 協働コーディネーター等の認知、信用付与、仕事となる仕組みの構築
- (3) 上記(1)及び(2)に関連した協働コーディネーター等活動の場の提供
- (4) 人材育成の観点からの学校教育や社会教育と連携した ESD の推進
- (5) 国の施策等の情報提供
- (6) 他地域の情報、優れた事例等の紹介、ノウハウの見える化等による成果の共有
- (7) パートナーシップのための情報・経験交流機会の提供

- (8) 課題等についての意見交換の場の提供
- (9) 環境保全、協働取組、協働マッチング等の相談対応

4 運営に当たっての配慮事項

(1) 意思決定について

地域課題の把握の場と EPO 中部の運営に係る意思決定の場を分けて、地域の課題・ニーズを汲んで、一定の方向性を出していく（意思決定する）ための仕組み構築が必要である。

(2) 事業とネットワークの継続性について

事業とネットワークの継続性を担保するためには、スタッフ以外の人材が EPO 中部に何らかの形で関与しながら運営していくことが望まれる。

(3) スタッフについて

地域のパートナーシップに関わる人材の育成及び外部資源（ひと）の活用の観点から、地域の NPO、企業等の人材を EPO 中部スタッフとして受け入れることを検討する。

(4) 資金について

外部資金については、他の資源（ひと、もの）の活用とも併せて検討するとともに、EPO 中部の役割等との整合性に注意する必要がある。

5 第 4 期の取組に当たっての配慮事項

第 4 期には EPO 中部は特に以下に配慮して取り組むことが求められる。

(1) 中部地域におけるパートナーシップ促進のための仕組みづくり

地域課題の解決において協働という手法の重要性が認知され、広く用いられるようになるため、中部地域の協働取組関係者による促進体制の構築等に有効に機能する仕組み・体制の構築が望まれる。

(2) 協働コーディネーター等パートナーシップに携わる人材の育成並びにパートナーシップ及びそれに関わるコーディネーターの重要性と認知度の向上

パートナーシップの構築に当たっては、それに携わるコーディネーターが不可欠であるが、地域においては、コーディネーターが十分に育っておらず、またパートナーシップやコーディネーターの重要性が、十分には認識されていない。

このため、協働コーディネーター等パートナーシップに携わる人材の育成並びにパートナーシップ及びそれに関わるコーディネーターの重要性と認知度の向上が急務である。

(3) 人材育成の観点からの ESD の推進

環境教育や次世代のための人材育成の分野では、学校教育や社会教育との連携の下に ESD をユネスコの ESD に関するグローバル・アクション・プログラム (GAP) を踏まえつつ、継続的に推進することが重要である。

(4) 協働等に必要な情報及び EPO 自らの成果も含む各地域で得られた成果の共有

EPO 中部は Web サイトの活用等により、協働等に必要な情報の提供に努めるとともに、協働取組のモデルの見える化等により、協働のノウハウの提示に取り組んでき

たが、依然として地域には各地の成功事例、失敗事例も含め色々な事例についての情報のニーズが非常に強い。

このため、そうした地域の成果、ノウハウを見える化し、活用できる状態にして提供することが望まれる。

- (5) 持続可能な地域づくりを推進するために必要な情報の把握と基礎データを活かした戦略作り

パートナーシップの構築を検討するに当たっては、その基礎となる団体数、それに携わる人員、受益者数等の現状を把握し、それに基づき戦略を描くことが望まれる。

6 その他

- (1) 予算と投入可能な外部資源（人材、資金等）とを十分考慮して、人員と体制に見合った事業を行うことを前提とした事業内容等の検討が必要である。
- (2) 活動の対象とするエリアが広すぎるという懸念があるが、現状では EPO は国の事業として、その範囲が決められており、これを前提とせざるを得ないが、対象とするエリアが広いことによる弊害への対処方法については、こういった弊害があるのかも含めて検討する必要があると思われる。